

中小企業の振興のための条例の検討状況について

H24.5月に滋賀県中小企業振興審議会から答申のあった「滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方」を踏まえ、中小企業の振興のための条例について、その構成および盛り込むべき内容等について検討を進めている。

1. 条例の構成について

- (1) 前文
- (2) 目的
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 関係者の責務、役割
- (6) 基本的な施策
- (7) 推進に当たっての必要な措置
- (8) (仮称) 中小企業活性化審議会

2. 目的について

- ・中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県、中小企業者や中小企業を支える関係者の責務等を明らかにする
- ・中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する



- ・中小企業の活性化を図り、もって本県の経済の発展および県民生活の向上に寄与する

3. 定義について

「中小企業者」等、必要な定義について規定する。

4. 基本理念について

中小企業者、県をはじめ、中小企業を支える関係者が踏まえるべき基本となる理念について定める。

- (1) 中小企業の自主的な努力の尊重
- (2) 小規模事業者への配慮
- (3) 地域づくりへの貢献
- (4) ものづくり産業の集積、環境保全の取組等本県の特色を活かした施策の展開
- (5) 中小企業を支える関係者の連携強化

5. 関係者の責務、役割について

県、中小企業者および中小企業を支える関係者が果たすべき役割について定める。

- ・「県」 …… 中小企業の活性化に関する施策を総合的に策定、実施
関係団体との連携、協力、支援等
市町との連携、支援等
- ・「中小企業者」 … 自主的・自立的に経営の向上と改善
地域の経済および社会に貢献
- ・「中小企業関係団体」 … 積極的な支援および協力
- ・「大企業者」 … 中小企業者との取引の拡充、商工団体への加入等
- ・「大学その他の研究機関」 … 研究開発、新事業創出、人材育成への支援等
- ・「金融機関」 … 資金需要に適切に対応、経営改善への支援等
- ・「県民」 … 中小企業の活性化の意義への关心と理解等

6. 基本的な施策について

県の取り組むべき基本的な施策について定める。

中小企業の先進的な取組の円滑化	<ul style="list-style-type: none">・成長分野へ挑戦する中小企業の育成・安全・安心に配慮した事業活動の支援・中小企業の海外展開への支援
中小企業の経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">・人材の確保および育成・情報の提供、資金の融資、災害対応等による経営の安定および向上・関係機関との連携等による円滑な事業承継の支援・資金の融資、相談の実施、SOHO施設の貸与等による創業および新商品・新事業創出の促進・受注機会の確保や情報発信による需要の増進
産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活性化	<ul style="list-style-type: none">・技術開発、販路拡大支援等によるものづくり産業の振興・商店街の活性化等による商業の振興・観光資源の魅力増進等による観光およびその関連産業の振興・その他さまざまな産業分野における中小企業の振興

7. 推進に当たっての必要な措置について

中小企業の活性化を具体的に推進していくための仕組みについて定める。

実施計画	<ul style="list-style-type: none">・3年程度を期間とする計画を策定、1年ごとにローリング（見直し）・策定に当たって、（仮称）中小企業活性化審議会の意見を聴取
県施策における中小企業者の意見の反映	<ul style="list-style-type: none">・施策の立案および推進に当たり、中小企業者等の意見を反映する措置
施策の実施状況の検証と反映	<ul style="list-style-type: none">・中小企業振興に関する施策の実施状況を検証し、その検証結果を公表、施策に反映・検証に当たって、（仮称）中小企業活性化審議会の意見を聴取
調査・研究	<ul style="list-style-type: none">・中小企業の経営状況や中小企業をとりまく状況等について、必要な調査・研究を実施
推進体制	<ul style="list-style-type: none">・中小企業振興に係る体制の整備
税財政上の措置	<ul style="list-style-type: none">・必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努める

8. （仮称）中小企業活性化審議会について

実施計画の策定、施策の検証の際等に意見を聞く等のため、附属機関として、20名程度の有識者等からなる（仮称）中小企業活性化審議会を置く。